

枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付要綱

制定	平成 24 年 9 月 13 日	枚方市要綱第 85 号
最終改正	平成 31 年 2 月 1 日	枚方市要綱第 3 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付するNPO活動応援基金補助事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付の目的は、特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動とする。）を活性化させ、及びその健全な発展に資することをとする。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（平成24年枚方市要綱第84号）第4条の規定による支援対象団体としての登録を受けた特定非営利活動法人（以下「登録団体」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、特定非営利活動に係る事業のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市内で実施する事業、主に市民を対象とした事業その他市民の利益を増進する効果があると認められる事業であること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度内に実施し、及び完了する事業であること。
- (3) 営利活動、政治活動、選挙活動又は宗教活動を目的とした事業でないこと。
- (4) 本市及びその関係機関から他の補助等を受け、又は受けることが決定している事業でないこと。
- (5) 介護保険等の保険事業による保険給付の対象となる事業でないこと。
- (6) 登録団体内の親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める要件

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費（食糧費、登録団体の運営に係る経常的な経費、登録団体の構成員の会合に係る経費その他市長が不相当であると認める経費を除く。）の範囲内において、枚方市NPO活動応援基金の積立状況、補助対象事業の内容等を勘案して、市長が定める額とする。

(補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第6条 補助金の交付の決定に通常要すべき期間は、補助金の交付の申込みがあった日の翌日から起算して30日間とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 枚方市NPO活動応援基金助成事業助成金交付要綱（平成21年枚方市要綱第4号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱に規定によりなされた助成金の交付の決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた補助金の交付の決定その他の行為とみなす。

附 則 [平成31年2月1日枚方市要綱第3号]

この要綱は、制定の日から施行する。